

個人2

受 令和 8 年 6 月 2 日
付 午前・午後 9 時 00 分

一般質問（代表・個人） 通告書

令和 8 年 6 月 2 日

尾張旭市議会議長 殿

氏 名 丸山幸子

尾張旭市議会会議規則第 50 条第 1 項の規定により 6 月定例会において別紙のとおり質問したいので通知します。

なお、質問事項の件数及び質問方法は、下記のとおりです。

記

1 質問事項 4 件

2 質問方法

	1 回目 一括質問、一括答弁 再質問以降 質問事項（大項目）ごとの一問一答
<input type="radio"/>	1 回目から 質問事項（大項目）ごとの一問一答

↑ 選択する方法に○を付す。



質問事項 No. <u>4</u>	「ディスレクシア」など読み書き困難な人に「ひらがな表記」 を
要 旨	<p> 内閣府が示す「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」には、「合理的配慮は、障害の特性や社会的障壁の除去が求められる具体的場面や状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものであり、当該障害者が現に置かれている状況を踏まえ、社会的障壁の除去のための手段及び方法について、「(2) 過重な負担の基本的な考え方」に掲げた要素を考慮し、代替措置の選択も含め、双方の建設的対話による相互理解を通じて、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応がなされるものである。」とあります。 </p> <p> ディスレクシアは国内で約7%いるとされ、文字の読み書きに特化した困難を持っています。ディスレクシアの人は漢字の読み取りに時間がかかるため、ひらがな見本があるだけで住民票などの申請書の心理的負担が大きく減ります。また、同じく漢字が苦手な外国人に対しては、ローマ字表記があると理解がしやすいと思います。更には、障害者差別解消法における合理的配慮の提供では、行政機関には「できる限りの配慮」が求められており、ひらがな見本はその一つとして適切であると考え、以下質問いたします。 </p> <p>(1) 読み書き困難者への配慮としての現状について</p> <p>(2) 住民票などの申請書にひらがな・ローマ字表記を追加することについて</p>

※ 申し合わせ事項に留意する。